

「振り込め詐欺防止対策キャンペーン」開催 ～高齢者に対するキャッシュカード振込機能の利用制限について～

還付金詐欺などの「特殊詐欺」被害が相次ぐ中、大阪府内に本店がある全7信用金庫が本年度より順次、キャッシュカードを長期間使っていない70歳以上の顧客を対象に、ATMからの振り込みを制限する対策を行っています。

大阪信用金庫（理事長 樋野征治）では、高齢者によるATM振込の一部利用制限開始に伴い4月3日（月）本店営業部にて、大阪府警察本部と合同の周知キャンペーンを実施いたしました。本キャンペーンでは、当金庫と大阪府警察本部の職員が来店者にチラシ等を配布して、周知を図るとともに、樋野征治・大阪府信用金庫協会会長（大阪信用金庫理事長）が多数のメディアを前にインタビュー取材を受けました。

ATM振込利用制限内容

◆対象口座

平成29年3月31日以降、毎月末時点において次に該当する口座

- ①70歳以上でキャッシュカード保有口座
- ②当金庫のATMで過去1年以上、キャッシュカードによるATM振込をしていない口座

◆対応開始日

平成29年4月3日（月）



お手数をおかけいたしますが、お客様の大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

《お問い合わせ先》

大阪信用金庫 業務部

TEL: 06-6775-6594 E-mail: gyom@osaka-shinkin.co.jp